

北海道災害義援金募集委員会会則

(目 的)

第 1 条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第 3 1 条の 2 第 2 項及び北海道地域防災計画第 3 2 節災害義援金募集（配分）計画に基づき北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本委員会は北海道災害義援金募集委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第 3 条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下「日赤道支部」という。)に置く。

(組 織)

第 4 条 委員会は第 1 条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委 員)

第 5 条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第 6 条 委員会は会長が必要と認めるとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第 7 条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子によるものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運 営)

第 8 条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第 9 条 委員会は第 1 条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附 則)

第 1 0 条 この会則は平成 1 9 年 5 月 3 0 日から実施する。

北海道災害義援金募集（配分）委員会会則(昭和 5 7 年 9 月 1 日制定)は廃止する。

※《参考》

本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第 3 2 条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第 3 7 条第 3 項第 1 号又は所得税法第 7 8 条第 2 項第 1 号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・死体の処理（埋葬及び死体の一時保存を除く）に関する委託協定
(昭和 3 4 年 9 月 1 日甲北海道知事乙日赤北海道支部長)

災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集要綱名
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集要綱」とする。
- 2 実施主体
北海道災害義援金募集委員会とする。(事務局：日本赤十字社北海道支部)
- 3 構成団体
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨
都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別
募集する義援金は原則として現金とする。
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間
都度委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口
各構成団体(同地方組織を含む)の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- 9 受領書の発行
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。
但し、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書(免税領収書)の発行手続きをとるものとする。
(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金
各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。
(2) 委員会口座に送金された義援金(預金利子を含む)は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が開設する義援金口座に送金するものとする。
- 11 広報・周知
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においては、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。
(2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。
- 12 義援品の取り扱い
義援品は原則として取扱わない。
- 13 経費
各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。

14 その他

本要領骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。